

資金不足比率計算書

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(説明)

(単位：千円)

1 水道事業会計		H26年度 ①	H27年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	254,288	338,538	84,250
	流動資産の額 b	1,119,977	1,129,204	9,227
	差引き (a-b)	-865,689	-790,666	75,023
事業の規模	営業収益の額 c	1,028,724	1,074,567	45,843
	受託工事収益の額 d	1,531	1,296	-235
	差引き (c-d)	1,027,193	1,073,271	46,078
資金不足比率 (%)		-84.3	-73.7	10.6
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。

(単位：千円)

2 下水道事業会計□		H26年度 ①	H27年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a□	211,894	203,777	-8,117
	流動資産の額 b□	313,708	305,529	-8,179
	差引き (a-b)	-101,814	-101,752	62
事業の規模	営業収益の額 d	1,195,027	1,204,213	9,186
	受託工事収益の額 e	0	0	0
	差引き (d-e)	1,195,027	1,204,213	9,186
資金不足比率 (%)		-8.5	-8.4	0.1
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。